



「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の検討状況について

健康医療福祉部 子ども・青少年局

新たな条例を策定する趣旨・方向性

滋賀県子ども若者審議会への諮問文（令和4年12月27日付）

本県では、平成18年に「滋賀県子ども条例」を制定し、子ども政策の推進を図ってきたが、条例制定から16年が経過し、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきた。主体的に考え探究する生き生きとした子どもの姿が見られる一方で、虐待や貧困といった困難な状況や、ネット上での著しい権利侵害等の課題も顕在化している。国においては、令和4年6月に子ども基本法が成立し、子ども政策への関心が高まる中、**当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現が必要**と考える。

県民から親しまれ、愛されているびわ湖のように、**子どもを中心に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀を実現するため、新たな条例の策定について検討するものである。**

新条例の方向性

- 現行条例で定める環境づくりに加えて、「**子どもの権利**」について明示する。
- 子どもの意見を聞く取組について、**具体的な仕組みを規定**する。
- 本県の目指す「**子どものために、子どもとともにつくる県政**」を実現するため、**子どもの意見を尊重するなど子どもを真ん中に置く取組が、行政だけでなく、家庭、学校、地域、企業、団体など社会全体に共有される。**

検討体制（条例検討部会の設置）

子ども若者審議会

知事の諮問に応じて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画等の子ども・子育て支援に関する施策やその他子どもおよび若者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項について、調査審議を行う。

児童養護施設等の 子どもの権利擁護部会

設置

条例検討部会

- ・有識者
- ・子ども・若者
- ・子育て当事者
- ・子ども・若者支援者 等 計17名で構成

条例検討部会 委員一覧

伊崎 葉子	NPO法人ほんわかハート 理事長
伊丹 稔	近江八幡市立八幡東中学校 校長
植松 潤治	(福)滋賀県障害児協会 湖北グリーンクリニック 総院長
北居 理恵	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー NPO法人Take-Liaison 副理事長
崎山 美智子	(公社)滋賀県手をつなぐ育成会 理事長
佐々木 マリアナ 春美	日本語指導員
柴田 雅美	滋賀県フリースクール等連絡協議会 会長
住田 光生	H28ラムサールびわっこ大使(大学生)
田井中 歩乃佳	子ども県議会サポーター(高校生)

田中 洋一	CLUB ATTRACTION 理事長
中澤 成行	滋賀県立長浜北星高等学校 校長
中村 凜之介	長浜市地域おこし協力隊
野田 正人 【部会長】	立命館大学大学院人間科学研究科 特任教授
堀江 昌史	能美舎 代表
宮嶋 加奈江	草津市立常盤小学校 教諭
山本 一成	滋賀大学教育学部 准教授
山本 久子	滋賀弁護士会

- 3/6 **第1回条例検討部会**
- ・「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の検討を進めるにあたって
 - 子どもに対する課題認識等について幅広く意見交換を実施。
- 6/13 **第2回条例検討部会**
- ・「子どもの意見を聞く・施策へ反映させる」仕組みづくりについて
 - 子どもの意見を聞く目的、局面等の類型、意見の聞き方について意見を交換。
- 8/23 **第3回条例検討部会**
- ・「子どもの権利・基本理念・責務」について
 - 児童の権利条約やこども基本法、他県条例を踏まえ、建付けや盛り込む要素について幅広く意見を交換。

子どもの意見を聞く目的、局面等の類型

聞く側にとっての効果

子どもの権利	cf. 条約 § 6、§ 18、§ 19 (生きる権利、育つ権利、守られる権利)				
	cf. 条約 § 12、基本法 § 3③ (参加する権利：自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会を確保)				
cf. 条約 § 3、基本法 § 3④ (こどもの意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮される)					
効果の 類型の例	実効性確保など		多様な視点の反映など		一県民としての 意見の聴取
目的	当事者の状況、意思の把握	当事者の主観(選好、ニーズ等)の把握	子どもならではの気づきの把握	子どもに関係する施策での意見の把握	子どもと直接の関係が薄い施策での意見聴取
局面の例	虐待、ヤングケアラー等の権利侵害の把握、対応の検討	インセンティブの設計、人生の選択など	子どもが感じる通学路、公園、遊び場等での危険性の把握	子どもの支援施策、教育・医療施策等への意見聴取	県の一般的政策に係る意見聴取
子どもの 当事者性	子どもに聞かないと意味がない → 次第に大人への意見聴取との境界が不明瞭になる				
大					小
措置の態様 の例	子どもに特化したしくみの創設など		子どもへの明示的働きかけなど		子どもへの配慮など
	・ 言い易さへの配慮 ・ アドボケーターによる支援等	子どもに特化したアンケート	子どもの意見や参加を促進する措置(ファシリテータなど)		「大人のしくみ」への取り込み(子どもにわかる資料、子どもに身近なツールの活用等)
意見反映の 程度	大				小

言う側にとっての効果

効果の 類型	子ども自身の成長	社会の理解、機運の醸成
内容	<ul style="list-style-type: none"> 自己効力感の向上 主体性、社会性、市民性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの県政への関心醸成 子どもの意見を聞く必要性についての社会の理解増進

・対象者を多くすることに意味がある。・意見の熟度を上げる必要がある。・採用事例が出ないと逆機能のおそれがある。

子どもの意見を聞く取組の検討範囲の考え方

【こども施策基本理念】基本法 § 3 ③④（条約 § 12、 § 3）

- ・ 自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保される
- ・ 年齢及び発達に応じて、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される

対応主体

行政機関（国、地方公共団体）

家庭、事業者等

教育機関

基本法 § 11

趣旨 こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たり、こども施策の対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

条約 § 12①

国は、児童が一部の例外を除き自己に影響を及ぼす事項について自由に意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢および成熟度に従って相応に考慮される。

意見の種類

子どもに関する施策、これと一体的に構すべき施策に対する意見

子ども施策でないが、県で対応できる意見

県の対応できる範囲から外れた意見

法令に基づく対応

e.g. 児福法 施設入所児童の意見聴取
・ アドボケイト

県に適用される規範の検討

子どもに特化した仕組みの検討
・ プッシュ型の意見聴取

子どもの意見表明の促進に資する対応
・ 真摯で丁寧な対応
・ 意見表明の助言

子どもが意見を言えるための配慮
・ わかりやすい資料
・ 子どもに届く広報手段

寄せられた子どもの意見の尊重
・ 意見を尊重した判断

基本理念等を条例で記述

啓発
・ 意見を言いやすい社会機運の醸成
・ 意見を聞く民間の措置の普及啓発
・ 子どもの権利の周知

県以外の主体についても
子どもの権利への理解を広める

意見への対応

行政の対応が必要な意見を発見するしくみ

（虐待ホットライン、LINE相談、こころんだいやる、市町への通報、知事への手紙など）

取組の方向性(案)

条例に規定する取組

- ① 実効性確保・多様な視点を反映するため、定期的に子どもの声を集める仕組み
→プッシュ型の意見聴取
- ② 子どもが気軽に県に対して意見・相談できる仕組み
→意見の受け皿の確保
- ③ フィードバックの実施
- ④ 家庭(親)や企業、教育機関等に対する働きかけ(機運醸成・普及啓発)
→子ども権利条約の趣旨を踏まえた子どもの意見の取り扱い

その他の取組

- 取組指針の作成(各局面の意見聴取方法、意見の取扱い、生徒会の活用 等)
→国が今年度中に策定予定のガイドラインも活用
- 第三者機関(子どもの権利救済機関)については、現時点でも本県の既存相談窓口や子どもの人権に関する相談対応を行う法務局等が行われている。
- 児童福祉法の改正による社会的養護下における子どもへのアドボケイトは別途検討。

今後の条例検討スケジュール(予定)

令和5年 10月 第4回条例検討部会

12月 第5回条例検討部会

令和6年 3月 第6回条例検討部会

答申

条例検討過程において意見を聞く取組

子ども

- みんなでつくる「(仮称)滋賀県子ども基本条例」委託事業
 - 小学4年生～6年生
 - 中学生、高校生
 - 不登校の子ども
 - 外国にルーツのある子ども
 - 障害のある子ども
 - スポーツや文化活動に励む子ども
- 子ども・若者懇話会(新設予定)
- 次世代県政モニター
- 県HP(子どもポータル)で随時子どもの意見を募集

大人

- 小学校、中学校、県立学校の職員
- (県民意識調査)
- 子ども施策関係団体等
- 経済団体等
- 県政モニター
- 県HPで随時県民の意見を募集